

東京都後期高齢者医療広域連合告示第 1 1 7 号

令和 8 年 6 月 2 9 日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

記

1 選挙期日等

（１）選 挙 名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
（２）選 挙 す べ き 区 分	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員）
（３）選 挙 す べ き 議 員 数	規約第 7 条第 2 項第 1 号の区分（区の議会の議員） 1 人
（４）選挙候補者の届出期間	令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 4 時 0 0 分まで
（５）選 挙 期 日	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）から 令和 8 年 7 月 2 2 日（水）まで
（６）選 挙 会 日 時	令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 1 0 時 0 0 分から
（７）選 挙 会 場 所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 候補者の推薦

- （１） 東京都の区域内の区の議会において、規約第 8 条第 1 項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第 4 条第 1 項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第 1 号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- （２）（１）による届出には、規則第 4 条第 2 項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第 2 号様式）を添付すること。

3 選挙の方法

規約第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により、各区の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。